令和8年度　仙台市予防接種事業一覧

（令和8年9月15日　改正）

仙台市健康福祉局保健所予防企画課

対象疾病 （ワクチン）	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 （方法）
ロタウイルス感染症 （【1価:ロタリックス】経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン）	出生6週0日後から24週0日後までの間にある者	【両ワクチン共通】 ●初回接種 生後2月に至った日から出生14週6日後まで	27日以上の間隔を置く	**2回**	各 1.5ml （経口）
（【５価:ロタテック】５価経口弱毒生ロタウイルスワクチン）	出生6週0日後から32週0日後までの間にある者		27日以上の間隔を置く	**3回**	各 2.0ml （経口）
①ジフテリア **②百日咳** **③破傷風** **④急性灰白髄炎（ポリオ）** **⑤Hib感染症** （①②③④⑤…DPT-IPV-Hib） （①②③④…DPT-IPV） （①②③……DPT　） （①③……DT　） （④……IPV　）	【第1期】 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	●第1期初回 生後2月に達した時から生後12月(五種混合のみ7月)に達するまで	20日以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：20日から56日までの間隔を置く】	3回 （※DTの場合は2回）	●五種混合 各 0.5ml （皮下または筋肉内） ●五種混合以外 各 0.5ml （皮下）
		●第1期追加 第1期初回接種（全3回）終了後12月(五種混合のみ6月)から18月までの間隔を置く	1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔を置く	1回	
ジフテリア破傷風 （DT）	【第2期】 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまで	-	1回	0.1ml （皮下）

対象疾病	ワクチン	出生時	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	90か月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	…	60歳	65歳	71歳以上
ロタウイルス感染症	【1価:ロタリックス】 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン																													
	【５価:ロタテック】 ５価経口弱毒生ロタウイルスワクチン																													
①ジフテリア **②百日咳** **③破傷風** **④急性灰白髄炎（ポリオ）** **⑤Hib感染症**	【1期】 ①②③④⑤…DPT-IPV-Hib ①②③④…DPT-IPV ①②③……DPT ①③……DT ④……IPV																													
ジフテリア **破傷風**	【2期】 DT																													

生後2月から出生14週6日後までの期間を1回目の標準的な接種期間とし、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて2回目の接種を行う。（※出生24週0日後までに２回接種を行う）

生後2月から出生14週6日後までの期間を1回目の標準的な接種期間とし、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて2回目を接種した後、2回目の接種から27日以上の間隔をあけて3回目の接種を行う。（※出生32週0日後までに３回接種を行う）

※五種混合のみ※
1期初回（３回）の標準接種期間

1期初回

1期追加

20日以上（標準的には20日から56日まで）の間隔をおいて初回接種全3回（※1）を行い、終了後6月以上（※2）の間隔をおいて追加接種（1回）を行う。
※1.ＤＴ使用の場合は初回接種2回
※2.標準的には12月（五種混合は６月）から18月まで

2期

⇧：接種　標準的な接種年齢　接種が定められている年齢

仙台市保健所予防企画課

対象疾病 （ワクチン）	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 （方法）
(単体接種の場合) Ｈｉｂ感染症 （乾燥ヘモフィルス b型ワクチン）	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	●初回接種開始は… 生後2月から生後7月に至るまで	① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後12月に至るまでに3回） 【標準的接種間隔：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日まで】 ※ただし、生後12月までに3回の初回接種を完了できない場合でも、生後12月以降に追加接種は可能。この場合の追加接種は，初回接種の終了後，27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回実施する ●追加接種：初回接種終了後7月以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：初回接種終了後，7月から13月までの間隔を置く】	初回：3回 追加：1回	各 0.5ml （皮下）
			② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後12月に至るまでに2回） 【標準的接種間隔：27日（医師が必要と認めるときは20日）から56日まで】 ※ただし、生後12月までに2回の初回接種を完了できない場合でも、生後12月以降に追加接種は可能。この場合の追加接種は，初回接種の終了後，27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回実施する ●追加接種：初回接種終了後7月以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：初回接種終了後，7月から13月までの間隔を置く】	初回：2回 追加：1回	
			③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から60月に至るまでの間	1回	
小児の肺炎球菌感染症 （沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン） または （沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン）	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	●初回接種開始は… 生後2月から生後7月に至るまで ●追加接種開始は… 生後12月から15月に至るまで	① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後24月に至るまでに3回） 【標準的接種間隔：生後12月までに27日以上の間隔を置いて3回】 ※ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種はできない。 なお、この場合でも追加接種は可能 ●追加接種：生後12月に至った日以降、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回	初回：3回 追加：1回	各 0.5ml （皮下 または 筋肉内）
			② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間 ●初回接種：27日以上の間隔を置く（※生後24月に至るまでに2回） 【標準的接種間隔：生後12月までに27日以上の間隔を置いて2回】 ※生後24月を超えた場合、2回目の接種はできないが、追加接種は可能 ●追加接種：生後12月に至った日以降、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回	初回：2回 追加：1回	
			③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から24月に至るまでの間	2回	
			④ 初回接種開始時：生後24月に至った日の翌日から60月に至るまでの間	1回	

対象疾病	ワクチン	出生時	2か月	4か月	7か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	90か月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	…	60歳	65歳	71歳以上

Ｈｉｂ感染症

乾燥ヘモフィルス
b型ワクチン

① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間

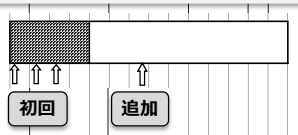

27日以上（標準的には27日から56日まで）の間隔をおいて初回接種3回（※初回接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能）
初回接種後7月以上（標準的には7月から13月まで）の間隔をおいて追加接種1回
※生後12月を越えた場合は2,3回目は接種せず、初回接種に係る最後の接種後27日以上の間隔をおいて追加接種（１回）の実施は可能
※この場合の追加接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能

② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間

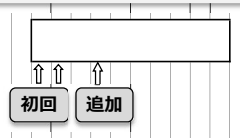

27日以上（標準的には27日から56日まで）の間隔をおいて初回接種2回（※初回接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能）
初回接種後7月以上（標準的には7月から13月まで）の間隔をおいて追加接種1回
※生後12月を越えた場合は2回目は接種せず、初回接種に係る最後の接種後27日以上の間隔をおいて追加接種（１回）の実施は可能
※この場合の追加接種は医師が必要と認めた場合は20日間隔で接種可能

③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から60月に至るまでの間

小児の肺炎球菌感染症

沈降15価肺炎球菌
結合型ワクチン
　または
沈降20価肺炎球菌
結合型ワクチン

① 初回接種開始時：生後2月～7月に至るまでの間

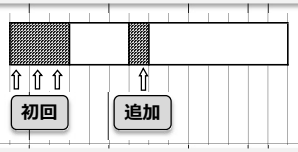

標準的には27日以上の間隔で生後12月までに初回接種3回
生後12月から15月を標準的な接種期間として、初回接種後60日間以上の間隔をおいて生後12月以降に追加接種1回
※生後24月を越えた場合は2,3回目は接種せず、追加接種（１回）は実施可能
※2回目の接種が生後12月を超えた場合は3回目は接種せず。追加接種１回は実施可能

② 初回接種開始時：生後7月～12月に至るまでの間

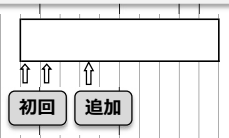

標準的には27日以上の間隔で生後12月までに初回接種2回
生後12月以降に初回接種後60日間以上の間隔をおいて追加接種1回
生後24月を越えた場合は2回目は接種せず。追加接種1回は実施可能

③ 初回接種開始時：生後12月に至った日の翌日から24月に至るまでの間

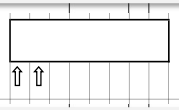

60日以上の間隔で2回

④ 初回接種開始時：生後24月に至った日の翌日から60月に至るまでの間

⇧：接種　▒標準的な接種年齢　□接種が定められている年齢

対象疾病 （ワクチン）	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 （方法）
B型肝炎 （組換え沈降 B型肝炎ワクチン）	1歳に至るまでの間にある者 （HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者は**対象外**）	生後2月に至った時から生後9月に至るまで	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、 第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回	3回	各0.25ml （皮下）
結核 （BCGワクチン）	１歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時から生後8月に達するまで	-	1回	所定のｽﾎﾟｲﾄで滴下 （経皮）
麻しん風しん （MRワクチン または Mワクチン または Rワクチン）	【第1期】 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		-	1回	各 0.5ml （皮下）
	【第2期】 小学校就学前の1年間にある者 （R8年度対象者：R2.4.2～R3.4.1生）		-	1回	
水痘 （乾燥弱毒生 水痘ワクチン）	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	生後12月から生後15月に達するまで	3月以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：6月から12月まで】	2回	各0.5ml （皮下）

対象疾病	ワクチン	出生時	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	90か月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	…	60歳	65歳	71歳以上
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン																													
結核	ＢＣＧワクチン																													
麻しん風しん	MRワクチン またはMワクチン またはRワクチン																													
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン																													

生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間とし、27日以上の間隔をおいて2回接種した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回接種する。

標準：生後5月から8月に達するまで

1期（なるべく早期）

2期：小学校就学前年度4/1～3/31

生後12月から15月に達するまでの期間を1回目の標準的な接種期間とし、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回目の接種を行う。

⇧：接種　▒標準的な接種年齢　□接種が定められている年齢

対象疾病 （ワクチン）	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 （方法）
日本脳炎 （乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）	【第1期初回】 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から４歳に達するまで	6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】	2回	3歳以上 各0.5ml （皮下）
	【第1期追加】 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達したときから５歳に達するまで	第1期初回終了後、6月以上の間隔を置く 【標準的間隔：1期初回終了後、概ね１年（11月～13月）の間隔を置く】	1回	3歳未満 各0.25ml （皮下）
	【第2期】 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまで	-	1回	0.5ml （皮下）
	【特例】 **H7.4.2～H19.4.1生の者(※1)で「20歳未満」の者**	**【特例1】** **H23.5.19（※2）までに1回も接種していない者**	●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回２回目まで終了後、**6月**以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回２回目まで終了後概ね1年経過した時期】	初回：2回 追加：1回	各0.5ml （皮下）
		【特例2】 **H23.5.19（※2）までに１回以上接種している者**	●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回２回目まで終了後、**6日**以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回２回目まで終了後概ね1年経過した時期】	残りの回数	0.5ml （皮下）
		【1と2共通】	●第2期…第1期（全3回）終了後、6日以上の間隔を置く	1回	0.5ml （皮下）

※１．H17年度からH21年度の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逸した者
※２．当該特例の開始日。この日より前，この日以後の接種実績の有無に応じて第1期初回2回目と第1期追加の接種間隔が異なる（R2厚労省確認）

対象疾病	ワクチン	出生時	3か月	6か月	9か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	90か月	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	…	60歳	65歳	71歳以上
日本脳炎	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン																													

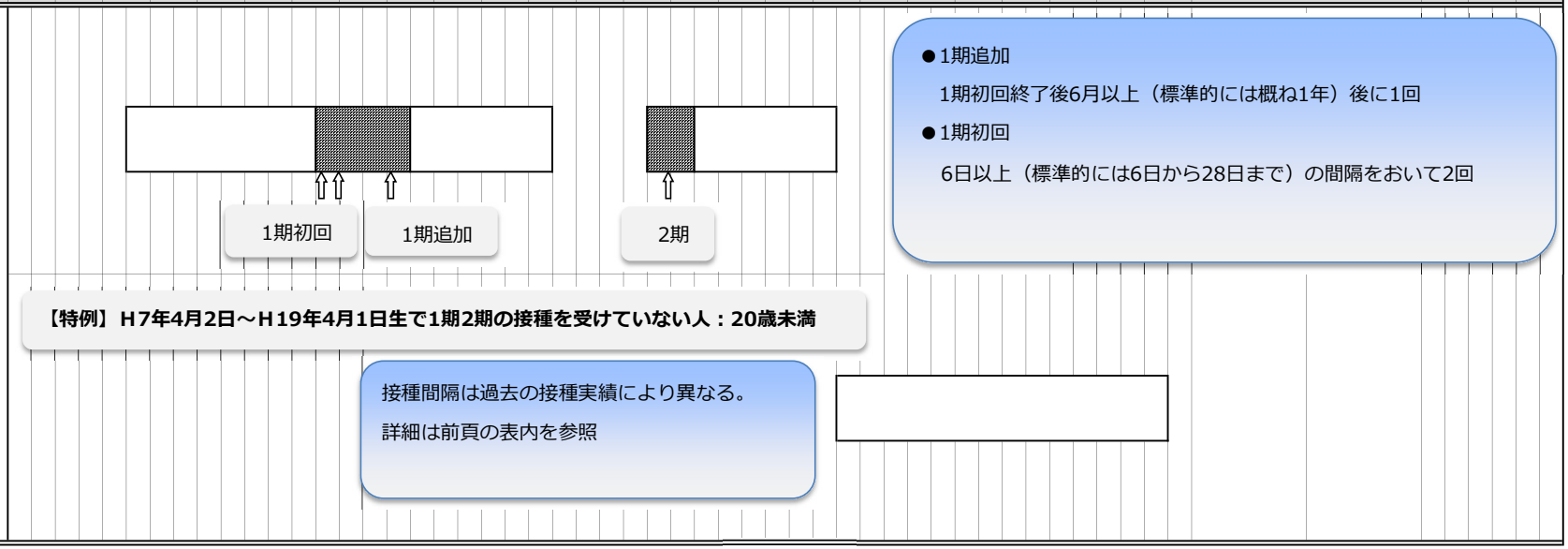

：接種　標準的な接種年齢　接種が定められている年齢

対象疾病 （ワクチン）	定期接種の対象者	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	自己負担額	回数	接種量 （方法）
HPV感染症 **（子宮頸がん予防）** **（組換え沈降９価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン）**	小学6年から高校1年相当年齢女子 （ R8対象者：H22.4.2 ～ H27.4.1生 ） 【標準的な接種対象年齢：中学1年相当年齢女子】	●1回目を15歳になるまでに接種する場合（２回接種で完了が可能） 1～2回目：5月以上の間隔 【標準的接種間隔：1回目を0月として以降6月後（※1）に２回目】 ※1.〇月後…〇月後の同日 （2価の例：1回目接種が3/4だと2回目接種は4/4） ●1回目の接種を15歳になってから受ける場合（3回接種で完了） 1～2回目：1月以上の間隔 2～3回目：3月以上の間隔 【標準的接種間隔：1回目を0月として以降2月後（※1）に2回目、 かつ1回目を0月として以降6月後（※1）に3回目】		2回 または 3回	
RSｳｲﾙｽ感染症 **【組換えＲＳウイルスワクチン（妊婦に接種するものに限る）】**	妊娠28週から妊娠37週に至るまでの間にある者 （妊娠28週０日から36週６日までの妊婦）	妊娠ごとに１回	-	1回	0.5ｍｌ （筋肉内）

対象疾病	ワクチン	妊娠27週	妊娠28週	妊娠29週	妊娠30週	妊娠31週	妊娠32週	妊娠33週	妊娠34週	妊娠35週	妊娠36週	妊娠37週	出生時	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
HPV感染症（子宮頸がん予防）	【 シルガード９ 】 ９価HPVワクチン	**対象者：小学6年から高校1年相当年齢の女子（標準接種は中学1年相当年齢の女子）**																								
RSウイルス感染症	組換えＲＳウイルスワクチン（妊婦に接種するものに限る）	**対象者：妊娠28週０日から36週６日までの妊婦**																								

1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目接種から3月以上の間隔をおいて3回目を行う
【標準的には、1回目を0月として以降2ヶ月後に2回目、かつ1回目を0月として6ヶ月後に3回目】
※1回目を15歳になるまでに接種する場合は２回接種で完了が可能

接種から14日以内に出生した児における有効性は確立していないことから、14日以内に妊娠終了を予定している場合には、接種時に説明を行い、同意が得られた場合に接種すること。

⇧：接種　標準的な接種年齢　接種が定められている年齢

対象疾病 （ワクチン）	定期接種の対象者	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	自己負担額	回数	接種量 （方法）
季節性 ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ （ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞHAﾜｸﾁﾝ）	①接種時点で65歳以上の者　または ②接種時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	毎年度（接種期間は通常10月から1月）：1回 ※令和８年度は９月１５日から１月３１日まで	1,500円	1回	0.5ml （皮下）
高齢者の肺炎球菌感染症 （沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン）	以下、①～②のいずれかに該当する者 ①接種日時点で65歳の者（65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで） ②接種日時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 **※ ①②いずれも全て過去に肺炎球菌の定期接種（23価および20価）を実施済みの者は対象外**		8,000円	1回	0.5ml （筋肉内）
新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症 （新型コロナワクチン）	①接種時点で65歳以上の者　または ②接種時点で60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	毎年度（接種期間は通常10月から1月）：1回	8,000円	1回	製剤により異なる （筋肉内）

対象疾病 （ワクチン）	定期接種の対象者	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	自己負担額	回数	接種量 （方法）
帯状疱疹 （乾燥弱毒生水痘 ワクチン）	令和8年度の定期接種対象者 仙台市に住民票があり、下記の①または②のいずれかに該当する者 ①令和8年度中（令和9年3月31日まで）に次の年齢になる者 65歳　：昭和36年４月２日～昭和37年４月１日生 70歳　：昭和31年４月２日～昭和32年４月１日生 75歳　：昭和26年４月２日～昭和27年４月１日生 80歳　：昭和21年４月２日～昭和22年４月１日生 85歳　：昭和16年４月２日～昭和17年４月１日生 90歳　：昭和11年４月２日～昭和12年４月１日生 95歳　：昭和6年４月２日～昭和7年４月１日生 100歳　：大正15年４月2日～昭和2年４月1日生 ②接種日時点で60歳から64歳までの者でヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ※令和8年度の対象者は、令和8年度中に限り定期接種として接種可能。 ※経過措置について 令和7年度から令和11年度の期間は、65歳を越える方の接種機会を確保するため、65歳～100歳の5歳刻みの年齢に到達する者（令和7年度は100歳を越える者も含む）が定期接種の対象となります。 なお、経過措置終了後は対象者は以下のようになります。 経過措置終了後（令和12年度以降）の定期接種対象者 以下、①～②のいずれかに該当する者 ①接種日時点で65歳の者 （65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日まで） ②接種日時点で60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	-	5,000円	1回	0.5ml （皮下）
（乾燥組換え帯状疱疹 ワクチン）		■乾燥組換え帯状疱疹ワクチン ２か月以上の間隔を置く 【標準的接種間隔：2か月以上６か月に至った日の翌日まで】 ※ただし、疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等については、医師が早期の接種が必要と認めた場合、１か月以上の間隔を置いて２回接種する。 ※これまでに任意接種にて、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを1回接種した者は、2回目を定期接種として接種できる。	22,000円 （1回あたり 11,000円）	2回	各0.5ml （筋肉内）
任意接種への費用助					
おたふくかぜ （乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン）	【費用助成対象年齢】 1歳以上3歳未満	-	2,500円	**1回**	0.5ml （皮下）

予診票の交付方法・市民への案内方法等 一覧表

予防接種の種類	予診票の交付方法			市民への案内・周知時期　等	
	母子手帳別冊（※）内の有無	各区・支所担当窓口での交付	登録医療機関への設置	母子手帳または別冊の交付時	その他
ロタウイルス感染症	○	○	○	○	-
五種混合	○	○	○	○	-
二種混合	-	○	○	-	小学校5、6年生に学校を通じて通知 ※市立学校を通じて電子配信する際に予診票（PDF）を添付
小児の肺炎球菌感染症	○	○	○	○	-
B型肝炎	○	○	○	○	-
結核	○	○	○	○	-
麻しん風しん（1期）	○	○	○	○	対象者の保護者に保育施設を通じて通知
麻しん風しん（2期）	○	○	○	○	対象者の保護者に保育施設を通じて通知 就学時健康診断時に学校を通じて通知
水痘	○	○	○	○	-
日本脳炎（1期初回・追加）	○	○	○	○	-
日本脳炎（2期）	-	○	○	-	小学校３～６年生に学校を通じて通知 ※市立学校を通じて電子配信する際に予診票（PDF）を添付
HPV感染症	-	○	○	-	小学校6年生、高校1年生相当の女子へ個別に通知 中学校の女子生徒に学校を通じて通知
RSウイルス感染症	-	○	○	○	せんだいのびすくナビ 市政だより・医療機関ポスター
季節性ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ	-	○	○	-	市政だより（毎年10月号予定） 医療機関ポスター
高齢者の肺炎球菌感染症	-	○	○	-	市政だより・医療機関ポスター 65歳となる方へ個別に通知
帯状疱疹	-	○	○	-	市政だより・医療機関ポスター 対象の方へ個別に通知
新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症	-	○	○	-	市政だより（毎年10月号予定） 医療機関ポスター
おたふくかぜ	-	○	○	-	1歳6か月児健康診査案内と同時に通知

※母子健康手帳別冊（乳幼児予防接種）：出生者に本市から送付。各予防接種の予診票等がつづられている